

# 長崎県飲食店ワクチン・検査パッケージ制度登録要領

令和4年1月20日

長崎県生活衛生課

## 1. 本要領の趣旨

ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日付け新型コロナウイルス感染症対策本部）及び飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その2）（令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、農林水産省大臣官房審議官事務連絡）に規定される第三者認証制度認証店、いわゆる「ながさきコロナ対策飲食店認証制度認証店」（以下、「認証店」という。）でのワクチン・検査パッケージ制度の適用を希望する事業者、及びそれを準用する飲食を主として業としないカラオケ店の登録等を定めるものである。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）に規定される対象者に対する全員検査（以下、「対象者全員検査」という。）により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者の登録は、本登録により兼ねるものとする。

## 2. 対象事業者

ワクチン・検査パッケージ制度を適用又は対象者全員検査の実施により行動制限の緩和の適用を受けようとする以下の事業者とする。

（1）認証店

（2）飲食を主として業としないカラオケ店

（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条（旧第52条）の許可を有さない事業者）

## 3. 適用を受けようとする事業者の登録申請

前記「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」並びに本要領による行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は書面（様式1）により長崎県に登録を申請すること。

（1）登録申請書の提出先

次の宛先へ「レターパックライト」等の郵便物が追跡できる方法で郵送すること。

〒850-8691

長崎中央郵便局 私書箱145号

長崎県飲食店ワクチン・検査パッケージ事務局 宛

## (2) 提出書類

- ① 長崎県飲食店ワクチン・検査パッケージ制度登録申請書（様式1）
- ② ながさきコロナ対策飲食店認証制度認証決定通知書（写し）

## 4. 登録および登録ステッカーの利用等

- (1) 県は、登録申請書により、店舗名、認証時に付与した番号など店舗を特定するための必要な情報などを確認し、登録した事業者（以下、「登録事業者」という。）に登録ステッカーを交付するものとする。
- (2) 登録事業者は、利用者に登録事業者であることがわかるように外から見える位置にステッカーを掲示するとともに、その広告物において登録事業者である旨を使用できるものとする。
- (3) 県は、登録事業者及び店舗名称をホームページに一覧表等により公開するものとする。
- (4) 登録事業者は、その責めに帰すことができない事由により登録ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、書面（様式2）により登録ステッカーの再交付を求めることができる。

## 5. 登録内容の変更

登録事業者は、登録した内容に変更が生じたときは、遅滞なく書面（様式3）により長崎県に報告するものとする。

## 6. 登録の辞退

登録事業者は、施設の閉鎖等登録の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面（様式4）により、登録の辞退を申し出るものとする。また、申出をした登録事業者は、遅滞なく、登録ステッカーの使用等を中止しなければならない。

なお、県は辞退届を受理した場合、上記4.（3）で公開している一覧表等から登録事業者名及び当該店舗名称を削除するものとする。

## 7. その他

カラオケ店は、新型コロナウイルス感染症の業種別ガイドラインを遵守すること。

## 8. 適用

この要領は、令和4年1月5日から適用する。

この要領は、令和4年1月13日から適用する。

この要領は、令和4年1月20日から適用する。